

報告第10号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月24日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和6年2月7日（水）夜間、北本市高尾8丁目85番地北本市高尾宮岡ふるさとの緑の景観地において樹木の枝が折れて落下し、相手方の敷地のフェンスを損傷させたもの

3 損害賠償の額

58,300円

令和6年3月29日

北本市長 三 宮 幸 雄